

「大阪文化芸術祭（仮称）」の実施にかかる企画・運営等業務委託にかかる質問及び回答

質問	回答
1 契約金額の支払いは、原則、精算払いだが、概算払も可能とのこと。概算払となる場合の条件について、具体的にお示しいただきたい。	概算払をすることができるのは、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めた場合です。具体的な条件については、発注者と協議のうえ決定します。
2 大阪府市が所有する、例えば大阪府江之子島文化芸術創造センター等の文化芸術施設を利用する場合、借用者の立場ではなく、主催者の立場で利用することが可能になるのか。	あくまでも事業の主権は実行委員会となります。実行委員会の構成団体に大阪府や大阪市が入っていることによる文化芸術施設の利用条件は、施設によって異なります。
3 令和7年度に行う事業について、例えば、万博で設置が予定されている大催事場など、2025大阪関西万博内の施設を利用して文化芸術プログラムを行うことは可能か。	本事業は、大阪・関西万博を契機に国内外から訪れる多くの来阪者に、大阪の文化芸術の魅力を発信することを目的に実施するものです。実施内容については、会場を含め、提案事項としていますので、魅力的なご提案をお願いします。なお、本事業における万博会場内での展開については、現時点では想定しておりません。
4 注釈にある「※美術分野等作品展示を行う場合は、作品の販売を含めたフェア方式のプログラムとすること」については、どの程度適用されるのか。	美術分野等において、作品展示を行う場合は、その一部、もしくは、併せて開催する別途プログラム等は作品販売を含むフェア方式としてください。
5 留意事項において「実施するプログラムは、提案内容をもとに、発注者と協議のうえ決定する。その際、予算の範囲内でプログラムの追加・変更を求めることがある」とされているが、具体的にどのような変更が想定されているのか。	本事業者公募は、複数の者から提案を受け、意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、事業目的を完遂するにあたり最もふさわしい事業者を選定するものです。実施するプログラムについては、発注者と受注者の協議により、決定することとなります。具体的には、選定委員会・評価委員会の評価や会場・出演者の事情などにより、予算の範囲内で追加・変更を求めることがあり、必ずしも提案内容どおりに実施されるわけではありませんのでご了承ください。